

○議長（吉田敏郎）

日程第4 議案第44号 開成町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、固定資産評価審査の書面審査におけるオンラインによる弁明書の提出があった場合の取扱いに関する規定を整理する必要があることから、開成町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（秋谷 勉）

それでは、議案第44号の表紙を御覧ください。議案のほう、朗読いたします。

議案第44号 開成町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

まず、今般の条例改正の概要について、御説明申し上げます。

令和元年5月に、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法が公布されました。デジタル手続法は、情報通信技術が急速に進展し、国民の生活が大きく変化する中、社会課題の迅速かつ柔軟な解決や、持続的な経済成長を実現するために、行政のデジタル化を推進することを目的に制定されたものでございます。

このデジタル手続法の施行にあわせて、固定資産評価審査の書面審査におけるオンラインによる弁明書の提出があった場合の取扱いに関する規定を整理する必要があること。デジタル手続法によって、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められるとともに、規定の新設によって、条が繰り下げられたことから、開成町固定資産評価審査委員会条例を改正する必要があるため、このたび、一部改正条例の制定を提案するものでございます。

それでは、1枚おめくりいただき、2枚目の条例案を御覧ください。

開成町条例第 号 開成町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

開成町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示

すように改正する。

まず、法律の題名、条項を引用する第6条第2項の改正でございます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改めます。

また、第3条第1項を第6条第1項に、こちらは繰り下げるものでございます。そして、前項の規定に従って、弁明書が提出された後、正副2通の弁明書の提出があったということにそれぞれ改めるというものでございます。

なお、弁明書の提出については、地方税法第433条第1項が準用する行政不服審査法第29条第2項が根拠規定となっておりますが、弁明書の正副2通の提出については、本条例の第6条第1項に定める手続であることから、オンラインによる弁明書の提出があった場合の取扱いについても、条例で明確にすることが望ましいとの判断の下、オンラインによる弁明書の提示があった場合には、正副2通の提出があったものとみなす旨を明示的に規定するものでございます。

最後に不足でございます。この条例の施行期日は、公布の日と定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ、ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第44号 開成町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は、賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決を締め切ります。採決の結果、賛成全員によって、可決されました。